

小山広域保健衛生組合人事行政の運営等の状況のお知らせ

令和元年度の状況

人事行政の公正性・透明性を高めるため、「小山広域保健衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、管内住民の皆様へ、本組合職員の給与、勤務条件などの状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（各年4月1日現在）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
一般行政職	26人	26人	24人	22人	22人	21人	21人
技能労務職	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
合計	28人	28人	26人	24人	24人	23人	23人

※地方公務員の身分を保有する休職者、構成市町からの派遣職員を含みます。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数		令和元年度の 主な増減理由
		平成30年	R元年	平成30年	R元年	
一部 般 門 行 政	総務企画	16人	14人	△2人	△2人	施設完成に伴う組織改編
	衛生	7人	9人	1人	2人	施設完成に伴う業務強化
	合計	23人	23人	△1人	0人	

(3) 再任用制度の実施状況（平成31年4月1日）

部門	区分	常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
一般行政職		0人	12人	12人

(4) 採用試験の実施状況（令和元年度実施：令和2年4月1日採用）

年度	申込者数	受験者数	採用者数	倍率
事務職員				
技術職員				
合計				

令和元年度は採用試験を実施していません

2 職員の人事評価の状況

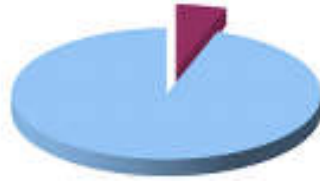
平成19年度から「人事評価制度」を試行導入し、平成22年度から本格実施しました。

「人事評価制度」は、職員が業績意識のもとで業務目標の達成や能力開発に取り組み、結果として、努力し成果を上げた職員が適正な処遇を受けることで意欲向上に繋げ、また、評価結果のフィードバックにより人材育成を図る仕組みとなっており、評価結果については、6月及び12月期の勤勉手当、1月期の昇給に反映しています。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務状況

(1) 人件費の状況（令和元年度一般会計決算）

人件費2億839万円(人件費比率5.6%)



歳出費37億1,075万円

参考：平成30年度人件費比率3.3%

※人件費には正副管理者、組合議会議員、監査委員の特別職に支給される報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和元年度一般会計決算）

期末勤勉手当3,307万円

職員手当(退職手当除く)
1,512万円



給料9,366万円

給与費総額1億4,185万円
(1人当たりの給与費 505万円)

*平成31年4月1日現在の職員数は、35人です。
(再任用の短時間職員12人を含んでいます。)

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成31年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
円 269,200	円 316,700	37歳	円 341,200	円 374,200	54歳

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		小山広域保健衛生組合	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	135,900 円	-

(5) 一般行政職の級別職員の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事・技師等		主査・主任		係長	課長・所長		部長等	-
職員数	5人	6人	4人	0人	2人	3人	0人	1人	21人
構成比	23.8%	28.6%	19.0%	0.0%	9.5%	14.3%	0.0%	4.8%	100.0%
前年の構成比	13.1%	26.1%	13.1%	4.3%	26.1%	8.7%	4.3%	4.3%	100.0%

- ※ 1 小山広域保健衛生組合給与条例に基づく給料表の級の区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	報酬					
	管理者	副管理者	議長	副議長	議員	監査委員
報酬年額	70,000円	55,000円	60,000円	50,000円	45,000円	30,000円

- ※ 特別職の報酬は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「小山広域保健衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」により定められています。

(7) 職員手当の状況（令和元年度実績）

区分	内容													
扶養手当	(1) 配偶者及び父母等	6,500円												
	(2) 子 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子については、1人につき5,000円を加算	10,000円												
住手居当	(1) 借家・借間居住者	支給限度額 28,000円												
通勤手当	(1) 交通機関等利用者	支給限度額 55,000円												
	(2) 四輪自動車使用者（片道2km上の通勤者）	3,500円～31,600円												
	(3) 自転車・バイク使用者（片道2km以上の通勤者）	2,600円～31,600円												
期末・勤勉手当	（令和元年度支給割合）													
		管理監督職員以外の職員		管理監督職員										
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当									
	6月期	1.30月 （0.725月）	0.925月 （0.450月）	1.100月 （0.625月）	1.125月 （0.550月）									
	12月期	1.300月 （0.725月）	0.975月 （0.450月）	1.100月 （0.625月）	1.175月 （0.550月）									
計	2.60月 （1.45月）	1.90月 （0.90月）	2.20月 （1.25月）	2.30月 （1.1月）										
○職制上の段階、職務の級等による加算措置 有														
※かっこ内は、再任用職員に係る支給割合です。														
退職手当	一般職の退職手当													
	区分	（自己都合）	（応募認定・定年）											
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分											
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分											
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分											
最高限度額	47.709月分	47.709月分												
○その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2%～45%加算）														
地域手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給対象地域</th> <th>支給率</th> <th>国の制度（支給率）</th> <th>支給実績</th> <th>職員1人当たり年間支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小山市</td> <td>3%</td> <td>3%</td> <td>3,313千円</td> <td>94,659円</td> </tr> </tbody> </table>				支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）	支給実績	職員1人当たり年間支給額	小山市	3%	3%	3,313千円	94,659円
	支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）	支給実績	職員1人当たり年間支給額									
小山市	3%	3%	3,313千円	94,659円										
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		100.0%											
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		40,457円											
	手当の種類（手当数）		8種類											
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	聖苑業務に従事する職員											
		多くの職員に支給されている手当	特定の勤務箇所に勤務する職員											
時間外手当	30年度	年間支給総額	2,736千円											
		職員1人当たり年間支給額	109千円											
	元年度	年間支給総額	2,257千円											
		職員1人当たり年間支給額	84千円											

(8) 勤務時間の状況（平成31年4月1日現在）

一週間の勤務時間	勤務の開始時刻	勤務の終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

(9) 年次有給休暇の状況（令和元年度実績）

制度の概要	1年度につき20日付与。現年度付与分のみ翌年度に繰越可。
平均使用日数	12.9日

(10) 特別休暇等（平成31年4月1日現在）

種 類	付 与 日 数	
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	
裁判員、証人等として出頭するための休暇	必要と認められる期間	
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間	
ボランティア休暇	5日以内	
結婚休暇	連続する7日以内	
生理休暇	2日以内	
妊婦の健診検査等のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回 妊娠満24週から満35週までは2週間に1回 妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回 産後1年までは1回	
妊婦の通勤混雑緩和のための休暇	1日を通じて1時間以内	
産前休暇	7週間又は8週間以内	
産後休暇	8週間以内	
育児時間	1日2回それぞれ30分又は1日1回60分	
妻の出産	2日以内	
育児参加休暇	5日以内	
子の看護のための休暇	5日以内（2人以上は10日）	
短期の介護休暇	5日以内（2人以上は10日）	
忌引	親族との続柄に応じ7日から1日以内	
父母の祭日（法要）	1日以内	
夏季休暇	連続する6日以内	
災害による現住居の喪失等	7日以内	
災害又は交通機関の事故等	必要と認められる期間	
災害時における身体の危険回避	必要と認められる期間	
病 気 休 暇	公務上の負傷又は疾病、結核性疾患	1年以内
	その他の私傷病	90日以内（規則で定める負傷、疾病は180日）
組合休暇（任命権者が許可する場合）	30日以内	
修学部分休業	1週間の勤務時間の1/2以内（無給）	
自己啓発等休業	大学等課程の履修	2年（特に必要がある場合は3年）以内
	国際貢献活動	3年以内
配偶者同行休業	3年以内（無給）	

4 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業状況（令和元年度実績）

種 類	制 度 概 要	取得人数
育児休業	子が3歳に達する日まで取得可（給与無給）	1人 (1人)
部分休業	小学校就学前の子を養育する場合に、1日2時間以内で取得可（取得時間分給与減額）	0人 (0人)
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場合に取得可。1週間の勤務時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分にできる（勤務時間数に応じて給与支給）	0人 (0人)

※それぞれ令和元年度の新規取得者（括弧内は男性職員）です。

(2) 介護休暇の状況（令和元年度実績）

制 度 概 要	取得人数
配偶者、父母、子などの負傷、疾病、老齢により、介護をする場合に取得できる。連続する6カ月の期間内において必要と認められる期間（給与無給）	0人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分者数（令和元年度実績）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

※ 分限処分とは、公務の能率の維持やその適正な運営の確保の目的から、勤務実績不良、心身の故障等のため職責を十分に果たせない等の場合に行うものです。

② 懲戒処分者数（令和元年度実績）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0人	0人	0人	0人	0人

※ 懲戒処分とは、職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員に一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として行うものです。

6 職員のサービスの状況

(1) 【サービス規律の概要】

すべての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することと全力を挙げて職務の遂行に専念することが、職員のサービスの根本原則とされています。

具体的には、職務に専念する義務、法令や上司の職務上の命令に従う義務、信用を傷つけ不名誉となる行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、ストライキ等の争議行為の禁止、営利企業等に従事することの制限などです。

(2) 営利企業等の従事の状況（令和元年度実績）

営利企業等の従事の内容	承認職員数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該団体の重要方針決定に参画する職員の地位を兼ねる場合	0人
自ら利益を目的とする私企業を営む場合	0人
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	0人

7 職員研修の状況

職員研修では、行政の担い手である職員一人ひとりの能力開発と組織の活性化を図り、職員研修の充実・浸透や自己啓発意欲の促進を推進し、住民福祉の向上を実現するため、次のような研修を行いました。

(令和元年度実績)

区 分	種 類	受講者数
小山地区職員研修協議会主催研修	新採用職員第1部研修	3人
	新採用職員第2部研修	3人
	新採用職員フォローアップ研修	3人
	初級職員研修	3人
	公務員倫理研修	3人
	法務研修	2人
	政策形成研修	1人
小山市単独研修	新採用職員市単独研修	3人
	新採用職員6カ月研修	3人
栃木県市町村振興協会主催研修	女性職員活躍の職場づくり	1人
	行政法講座	2人
	情報活用力向上研修	1人
派遣研修その他	技術管理者講習会(ごみ処理)	1人
	技術管理者講習会(し尿・汚泥再生処理)	1人
	安全衛生推進者養成講習	4人
計		34人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度の状況

	短期給付事業	長期給付事業	福祉事業
栃木県市町村 職員共済組合	職員と家族の病 気・出産や災害等 に対する給付	退職・障害・死亡 に対する年金や一 時金の給付	健康の保持増進、 保養施設の運営、 貸付、共済貯金等

	事業名	主な事業内容
小山市職員共済会	補助金事業	人間ドック・脳ドック利用助成
		福利厚生事業の一部民間委託
	掛金事業（会員の 掛金により運営）	結婚祝金 他10種 リフレッシュ助成

※ 職員の福利厚生事業については、平成元年4月から小山市職員共済会に加入しています。

① 小山市職員共済会補助率（給料月額に対する負担金率）

区分	職員掛金	組合補助金	負担割合（職員：組合）
令和元年度	304,405円 （給料月額の1000分の4）	248,000円	1 : 0.815

② 令和元年度補助金決算額等

補助金決算額	会員数	会員1人当たり補助金負担額
248,000円	23名	10,783円

③ 健康管理事業

区分		対象者	受診者数・回数
健康診断	定期健康診断	全職員	23人
	人間ドック	30歳以上の職員	12人

(2) 公務災害の制度及び状況

区分	内容	人数
地方公務員災害補償基金	一般職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	0人
小山広域保健衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	非常勤職員・臨時職員の公務中及び通勤途中の被災に対する補償	0人

9 公平委員会の報告関係

令和元年度栃木県人事委員会の業務の処理状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

業 務 内 容	件 数
勤務条件に関する措置要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件
職員からの苦情の処理	0件

10 職員の退職管理の状況

令和元年度に退職した職員のうち、小山広域保健衛生組合職員の退職管理に関する条例に基づき、再就職の届出があった件数(令和2年4月30日現在)

退職年度	件数
令和元年度	0件